

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 号第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 3 年 3 月 30 日

藤里町長 佐々木 文 明

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

藤琴本郷・大沢地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和 3 年 3 月 30 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数 : 23

法人	2 経営体
個人	21 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

4. 3 の結果として、当該地域に担い手が十分いるかどうか

~~担い手は十分確保されている~~／担い手はいるが十分ではない／担い手がいらない

5. 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者・農業をリタイア・経営転換する人・担い手の分散錯圃を解消するため、利用権を交換しようとする人は、農地中間管理機構に貸し付けるよう努める。

6. 今後の地域農業のあり方

- ・ 離農、規模縮小を予定する農地所有者、耕作者の農地は、地域の中心となる経営体に集積していく方針である。
- ・ 中心となる経営体への農地集積は進んでいるものの、ほ場が複数の地区に分散している農地も見られる。農地の面的な集積を促し作業効率の向上を図るとともに、機械の共同化を進めることで生産経費の削減に努め、農業経営の強化を促進する。
- ・ 町振興作物である「あきた白神りんどう」の新規生産者を確保し生産量の拡大を図ることにより、経営面積の確保に結びつけ農地の活用を促進する。
- ・ 町外の農業法人が大沢地区の山間部休耕田において農地中間管理機構事業を活用した貸借契約を行っている。。